

各府省の復興施策の取組状況の取りまとめ-公共インフラ以外の復興施策-

| 復興施策 | 担当府庁 | | | | | 期待される効果・達成すべき目標 |
|--------------------------|------|---|--|--|---|---|
| | | これまでの取組状況 | 当面(今年度中)の取組 | 予算措置状況 | 中・長期的(3年程度)取組 | |
| (3) 地域経済活動の再生 | | | | | | |
| ⑫ 膨大な災害廃棄物の処理の促進 | | | | | | |
| (i 関連) 有害物質のモニタリング調査等 | 環境省 | <p>○アスベスト大気濃度モニタリング調査等 被災建築物の解体作業等によるアスベスト飛散が懸念されたため、平成23年度からアスベストに関する緊急的モニタリング調査を実施。また、環境省と厚生労働省が合同開催している「東日本大震災アスベスト対策合同会議」で、モニタリング結果を評価し、アスベスト飛散防止・ばく露防止対策にフィードバックしている。</p> <p>○海洋環境モニタリング調査 平成23年度から、被災地の沿岸海域において、海洋環境中の化学物質及び放射性物質の経年変化の把握を目的として水質及び底質調査を実施し、毎年度調査結果を公表している。平成28年度は岩手県、宮城県及び福島県の沿岸海域において調査を実施。</p> <p>○その他有害物質等に関するモニタリング調査 平成23年度に、有害物質等による環境汚染の有無、程度等の被災地の環境に関する基礎的な情報について、大気環境、水環境、土壌環境等の緊急的モニタリング調査を実施。また、同年から3年間、被災地の沿岸域において水環境等のモニタリング調査を実施し、結果を公表して調査を終了。</p> | <p>○アスベスト大気濃度モニタリング調査等 福島県では被災建築物等の解体が今後も続くことから、住民等の安全・安心の確保のため、引き続きモニタリング調査を実施する。</p> <p>○海洋環境モニタリング調査 引き続き被災地の沿岸海域において調査を実施し、海洋環境の状況を把握する。</p> <p>○その他有害物質等に関するモニタリング調査 緊急的モニタリング調査は平成23年度で終了。水環境等のモニタリング調査は平成26年度で終了。</p> | (平成29年度予算) 環境モニタリング調査 539百万円 【復興特会】の内数 | 被災地周辺の基礎的な情報等を的確に把握、提供する必要から環境モニタリング調査等を実施する。 | モニタリング調査等の実施により、被災地周辺における有害物質等による環境汚染の状況を把握し、飛散及びばく露防止対策の推進を図るとともに、国民への迅速な情報提供により不安を解消することで復旧・復興に資する。 |